

事務連絡
令和2年7月7日

障害児通所支援事業所 管理者 様

尼崎市健康福祉局
法人指導課長
障害福祉課長

学校等の再開に伴う放課後等デイサービスの対応について（その3）

平素は、本市の障害福祉行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件については、「学校等の再開に伴う放課後等デイサービスの対応について」（令和2年5月27日付け事務連絡）及び「同通知（その2）」（令和2年6月9日付け事務連絡）のとおり示しておりましたが、新たに厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（その2）」（令和2年6月30日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）が通知されました。

つきましては、本市における夏季休業期間の取扱いについて下記のとおりとします。

記

1 夏季休業期間の基本報酬について

「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（その2）」A28の取扱いを基本とし、今般の新型コロナウイルス感染症の影響への対応の観点から、特例的な取扱いとして、一番早く夏季休業が始まり、一番遅く夏季休業が終了する期間に合わせて、学校休業日単価を適用します。

その場合、学校等に通う児童の個々の状況把握が困難なため、別紙の「夏季休業による学校休業日単価申出書」の留意事項を確認のうえ、市に提出する請求書に添付してください。

2 夏季休業期間の利用者負担軽減について

上記1の場合は、特別支援学校等の臨時休業に伴う対応ではないことから、「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業」の対象外となり、利用者負担は学校休業日単価分となりますので、あらかじめ保護者にご説明いただきますようお願いいたします。

なお、「分散登校による学校休業日単価申出書」の対象期間と重複する日については、分散登校による取扱いとし、利用者負担は増額前の授業終了後単価となりますので、ご注意ください。

以上